

令和4年度 事業者防災訓練実施計画（総合訓練）
（案）

令和4年10月25日

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

1. 訓練計画概要

1.1. 中期計画上の令和4年度訓練の位置づけ

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下、「GNF-J」）では、原子力事業者防災業務計画に従い実施する原子力防災訓練（以降、総合訓練とする。）において、すべての緊急時活動レベル（以下、「EAL」）に対する対応能力の確認及び対応能力の向上を目標として、中期計画（令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度））を策定している。なお、設計上発生が想定しにくい事象については要素訓練で実施し、粉末の放出など比較的発生が想定可能なものについて総合訓練で実施する計画としている。

今年度（令和4年度（2022年度））は、前記中期計画の3年目に当たることから、要素訓練では敷地境界付近の放射線量の上昇（SE01/GE01）及び防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生（SE55）並びに住民の避難を開始する必要が有る事象の発生（GE55）を実施予定である。

総合訓練では [REDACTED] を実施する。本計画はこの総合訓練について記載するものである。なお、本訓練では、原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」）との連携ができることも確認する。

1.2. 訓練の目的

緊急時対策所に設置する原子力防災本部の対応能力向上を目的として、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、[REDACTED] を想定して、6.項に掲げる項目について訓練を実施する。なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を図る。

1.3. 訓練の目標

上記1.2項の訓練目的に対して、対応能力の向上を図るため、令和4年度の総合訓練における目標を以下に示す。

- (1) すべてのEALへの対応の一つとして、[REDACTED] へ対応できること。
- (2) 気象情報を適切なタイミングで必要とするところに共有し活用できること。
- (3) 実効性のある現場指揮体制を構築して、本部との適切なコミュニケーションが図られていること。
- (4) COPの作成を計画から実績報告まで効率的に実施できること。

2. 訓練想定

[REDACTED]



3. 訓練実施日時及び施設

3.1. 訓練実施日時

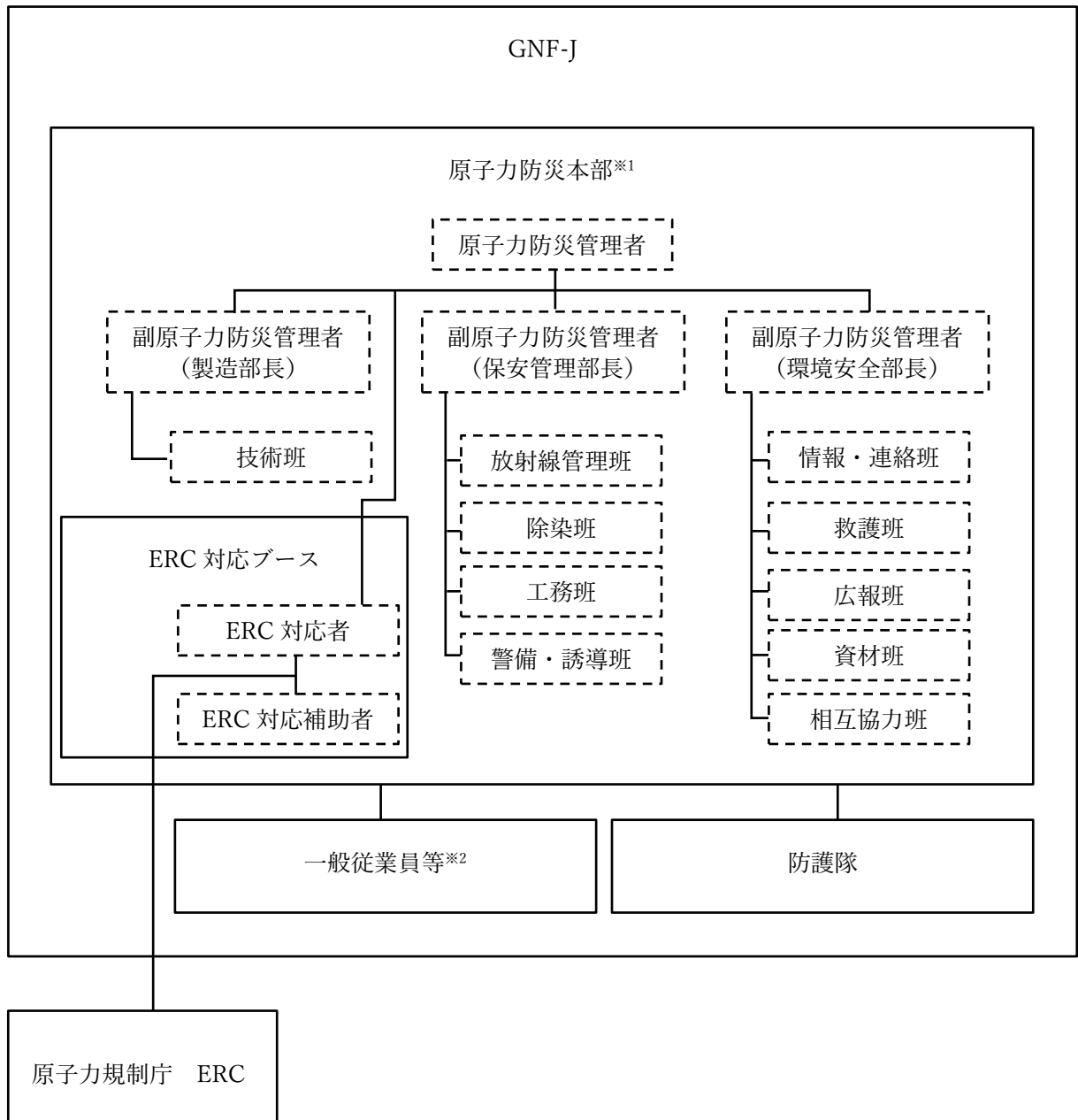
令和4年11月29日（火） 13:30～15:30 （訓練終了後振り返り）

3.2. 訓練実施施設

- ・ 緊急時対策所
- ・ 第2-3階酸化ウラン取扱室（発災現場）
- ・ 避難場所（各建屋の2階以上のフロア）

4. 実施体制及び評価体制並びに参加人数

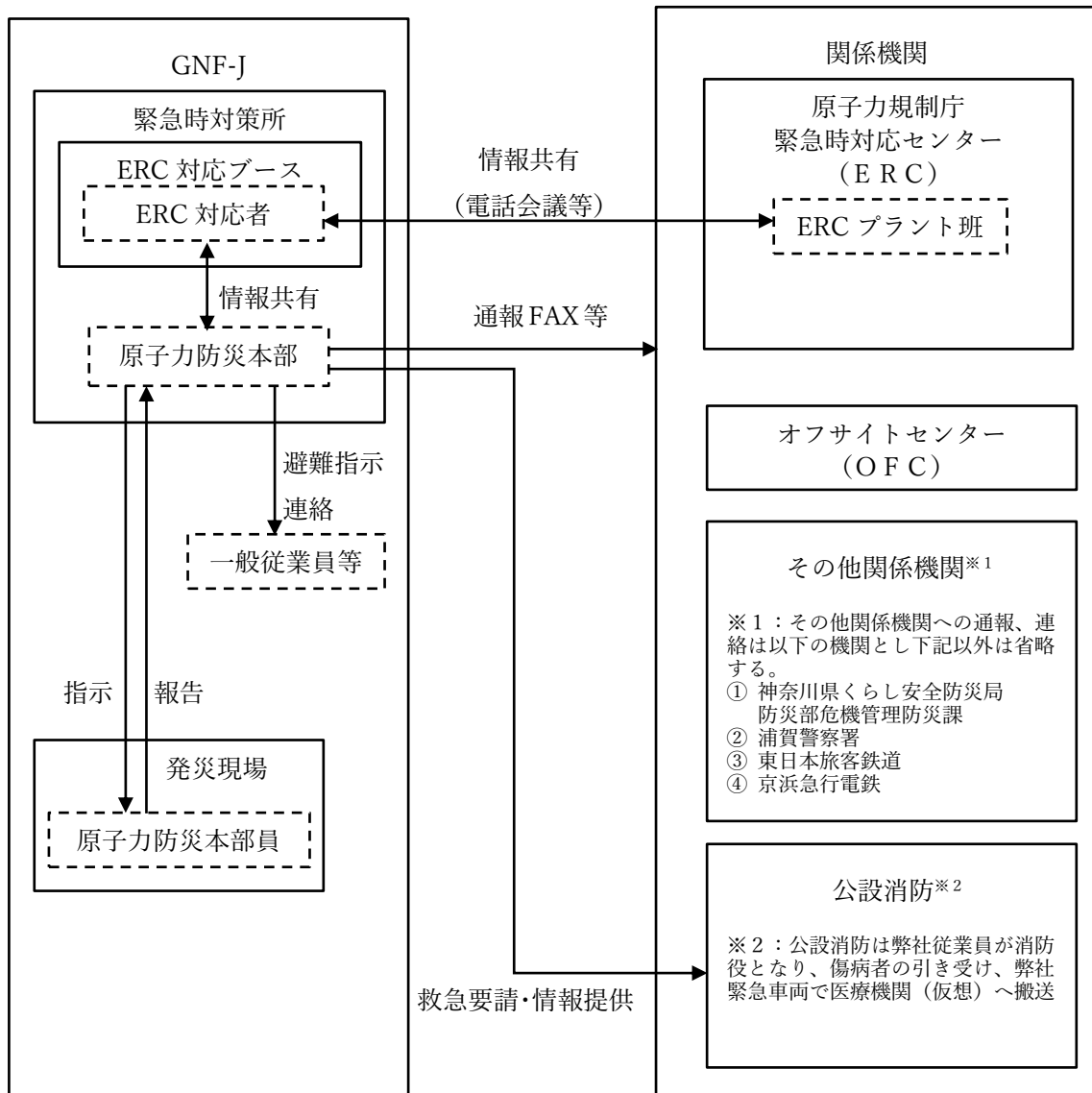
4.1. 実施体制



※1：状況に応じて原子力警戒本部から原子力防災本部へ名称が変更となる。

※2：一般従業員等は避難訓練のみ

4.2. 情報連絡体制



4.3. 訓練参加者 (予定)

215 名 (原子力防災本部員、一般従業員等、コントローラ)

4.4. 訓練評価者

社内評価者：4 名

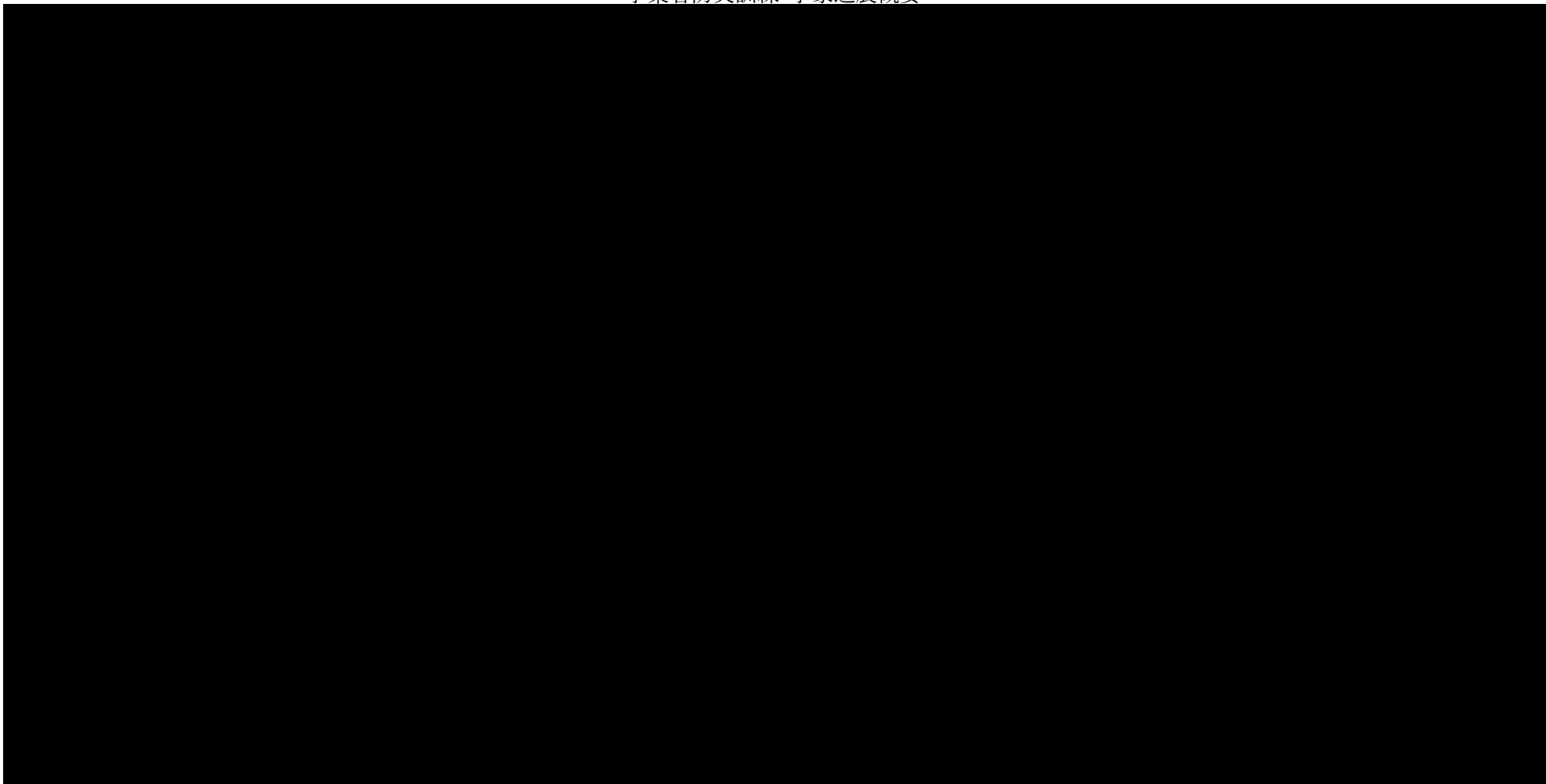
社外評価者：調整中 (MNF：調整中、NFI：調整中、NFD：1 名)

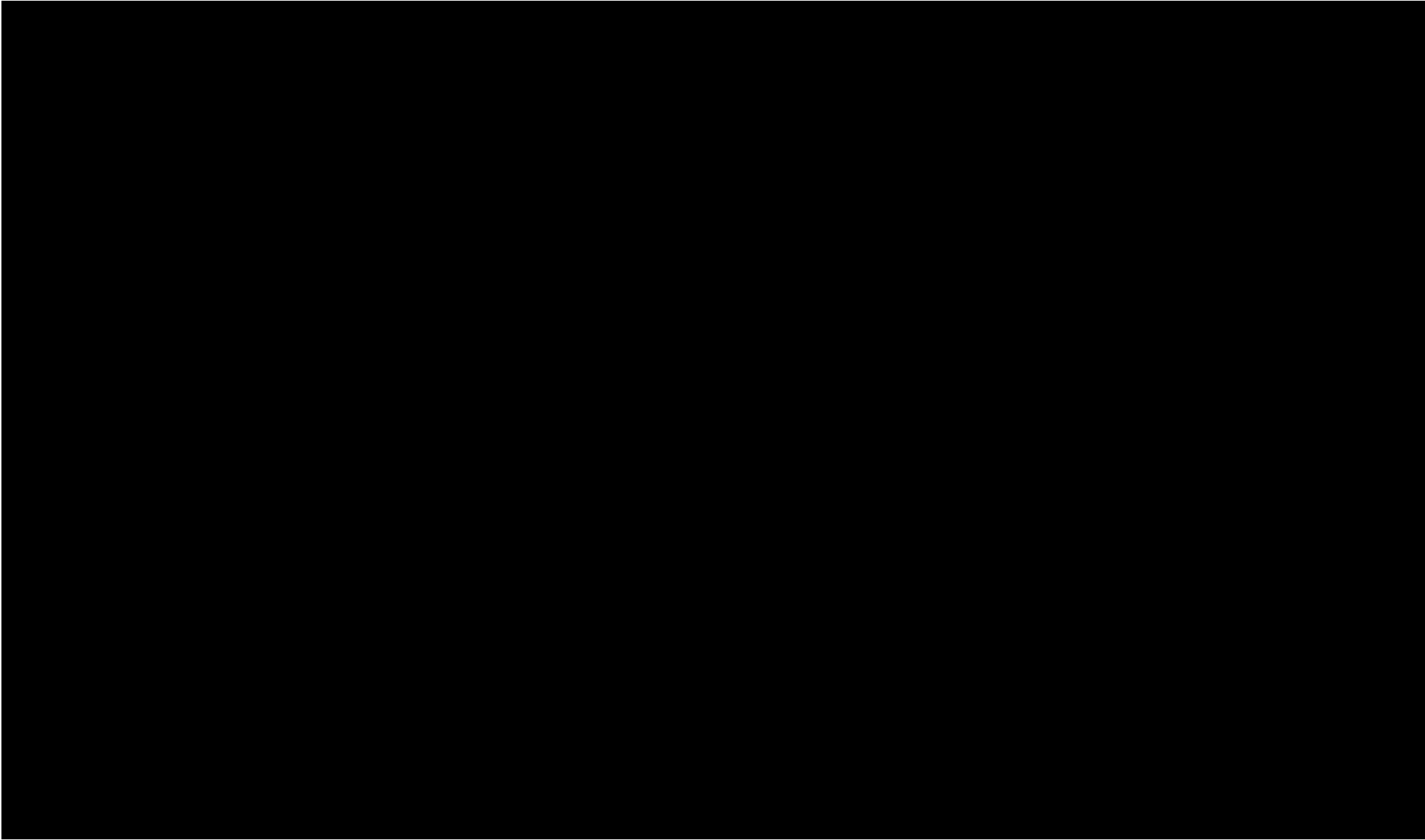
4.5. 訓練継続の判断

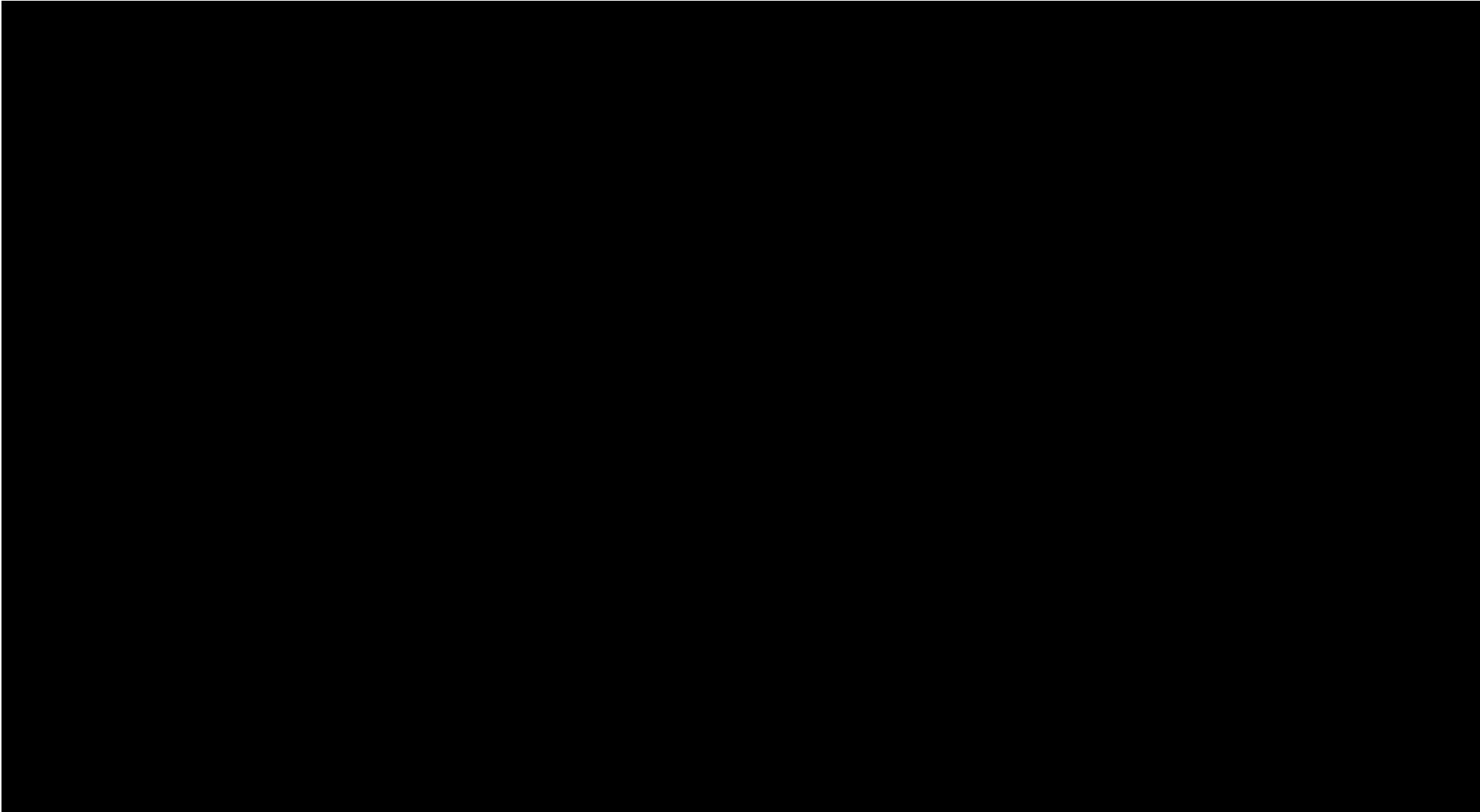
事故や負傷者の発生等による訓練の中断・中止の判断は環境安全部長が行う。

5. 訓練シナリオ案

事業者防災訓練 事象進展概要







6. 訓練項目、実施内容及び検証項目

以下の項目を含む総合訓練を実施する。各訓練における実施内容及び検証項目等の詳細については次頁以降の表に示す。

- (1) 通報訓練
- (2) 除染作業等の訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) その他の訓練
 - ① 要員参集
 - ② EAL 判断
 - ③ 原子力災害医療
 - ④ 商用電源喪失
 - ⑤ 原子力事業所災害対策支援拠点
 - ⑥ 広報活動
 - ⑦ ERC 対応
 - ⑧ ERC への派遣

No.	訓練項目	訓練実施内容	検証項目	達成目標
1-1	通報訓練	警戒事態該当事象及び原災法第10条事象、第15条事象発生時に社内及び社外関係機関の一部への実通報連絡を実施する。 また、応急措置の概要に関する報告について、社内及び社外関係機関の一部への実連絡を実施する。	警戒事態該当事象発生連絡/ 経過連絡	FAXによる連絡と着信確認が実施できること。
1-2			第10条(第15条)通報 (特定事象発生通報)	必要な情報が記載されており、内容がチェックされて記載の誤記、漏れ等がないこと。 なお、万一、誤記、記載漏れがあった場合には、訂正報が確実に行われること。
				FAXの通報が事象判断から15分以内に実施できること。 FAXの着信確認が確実に行われること。
1-3			第25条報告 (応急措置の概要報告)	必要な情報が記載されており、内容がチェックされて記載の誤記、漏れ等がないこと。 なお、万一、誤記、記載漏れがあった場合には、訂正報が確実に行われること。
	30分間隔を目安に、第25条報告を実施できること。			

No.	訓練項目	訓練実施内容	検証項目	達成目標
2-1	除染作業等の訓練	戦略シートを利用して応急復旧対策を立案し、各機能班で事象収束活動及び拡大防止対策を実施する。	応急復旧の実施	本部の指示のもと、除染作業等の応急措置が実施できること。
2-2			COPの進捗管理	COPの進捗状況を確認し、予定時刻に上がっていない情報についてフォローを実施できること。
2-3			現場指揮体制	実効性のある現場指揮体制を構築して、本部との適切なコミュニケーションが図られていること。
3-1	モニタリング訓練	放射線等モニタリング計画シートを利用してモニタリング計画を策定し、可搬型モニタリング設備等を用いた放射性物質濃度等のモニタリングを実施する。	放射線等モニタリング計画の立案から報告までの実施	放射線等モニタリング計画シートを、立案から報告まで効率的に実施できること。
3-2			放射線等モニタリング	本部の指示に従い、放射性物質濃度等のモニタリングが実施できること。
3-3			気象情報の活用	放射性物質濃度等のモニタリングに係る気象情報を、適切なタイミングで必要とするところに共有し活用できること。
4-1	避難誘導訓練	災害発生時に定められた避難場所への従業員等の避難誘導を実施する。	従業員等の避難	適切な避難場所に従業員等の避難が実施できること。

No.	訓練項目	訓練実施内容	検証項目	達成目標
5-1	要員参集	要員の参集及び原子力防災本部等の立上げを実施する。	要員参集	原子力防災本部員の参集ができること。
5-2			原子力警戒本部の設置	適切なタイミングで原子力警戒本部が設置できること。
5-3			原子力防災本部への移行	適切なタイミングで原子力防災本部へ移行できること。
6-1	EAL 判断	収集した情報に基づき、判断根拠を明確にした上で EAL を判断する。	根拠に基づいた EAL 判断の実施	EAL を蓋然性による判断の場合も含めて、判断根拠を明確にして適切に判断できること。
6-2			EAL 関連情報の共有	本部で EAL に関連する事象を整理し、当該 EAL に進展する道筋に関する情報を ERC 対応者に提供できること。
7-1	原子力災害医療	傷病者発生に伴う、救助、汚染のサーベイ、除染及び公設消防への連絡（模擬）、並びに傷病者の救急隊への引渡し（模擬）及び医療機関への搬送状況（情報付与）の把握を行う。	原子力災害医療の実施	傷病者の救助、汚染のサーベイ、除染及び公設消防への連絡（模擬）、並びに傷病者の救急隊への引渡し（模擬）及び医療機関への搬送状況（情報付与）の把握ができること。
8-1	商用電源喪失	地震による商用電源喪失を想定して非常電源の供給を行う。	非常電源供給（想定）	商用電源喪失後の非常用発電機の起動状況の把握及び適切な運用の指示が実施できること。

No.	訓練項目	訓練実施内容	検証項目	達成目標
9-1	原子力事業所災害対策支援拠点	原子力事業所災害対策支援拠点の設置要請を行う。	原子力事業所災害対策支援拠点の設置要請	原子力事業所災害対策支援拠点に要員を派遣し、拠点の設営及び通信網の構築を要請できること。
10-1	広報活動	模擬ホームページへの広報文掲載を実施する。なお、掲載内容についてはERC広報班にFAXで送付し確認をとることとする。 また、関係者、構内待機者への情報提供を実施する。	情報発信ツールを使った外部への情報発信	模擬ホームページへの広報文の掲載ができること。
11-1	ERC対応	原子力規制庁ERCと緊急時対策所を電話会議等で接続し、緊急時対策所のERC対応者がERCに情報提供を実施する。	ERC対応の実施	<p>事故・プラントの状況（現在のプラントの状況、新たな事象の発生、線量の状況、負傷者の発生等の発生イベント、現況）の情報共有ができること。</p> <p>進展予測と事故収束対応（事故の進展予測及びこれを踏まえた事故収束に向けた対応戦略（対応策））の情報共有ができること。</p> <p>戦略の進捗状況（事故収束に向けた対応戦略（対応策）の進捗状況）の情報共有ができること。</p> <p>必要な情報に不足や遅れがないこと。</p>

No.	訓練項目	訓練実施内容	検証項目	達成目標
11-1	E R C 対応	原子力規制庁 ERC と緊急時対策所を電話会議等で接続し、緊急時対策所の ERC 対応者が ERC に情報提供を実施する。	ERC 対応の実施	事象の進展や事故収束戦略・予測進展の変更といった状況変化時や、適時に施設全体の現況について説明ができること。
				図表などの視覚情報の活用ができること。
				EAL 判断時に、ERC プラント班に対し当該 EAL の判断根拠の説明が適切に行われること。
11-2	E R C 対応	原子力規制庁 ERC と緊急時対策所を電話会議等で接続し、緊急時対策所の ERC 対応者が ERC に情報提供を実施する。	電話での情報共有の実施	電話会議システムが適切に利用できること。
11-3			10 条会議/15 条認定会議での説明	「ERC プラント班等の活動について」に基づき、10 条認定会議及び 15 条認定会議での簡潔な説明を実施できること。

No.	訓練項目	訓練実施内容	検証項目	達成目標
12-1	ERC への派遣	副原子力防災管理者 1 名と相互協力班 1 名をリエゾンとして ERC に派遣し、緊急時対策所の ERC 対応者による情報共有のサポートを実施する、	ERC 対応サポート	<p>ERC プラント班に派遣されたリエゾンが、緊急時対策所を補助するという目的に応じ事業者が定めるリエゾンの役割等を認識し、必要に応じ適時適切に ERC プラント班に対し情報提供できること。</p> <p>ERC プラント班の意向等を緊急時対策所等に伝達できること。</p>

7. 前回までの訓練の課題に対する改善（対策）状況

No.	前回までの訓練の課題	改善（対策）状況
1	<p>気象情報が適切なタイミングで必要とするところと共有ができていなかった。</p>	<p>放射線測定とは関係の無い連絡・報告をする際は、情報・連絡班が気象情報の確認を行い、連絡・報告様式に放射線測定結果を記入する場合は、その根拠となった気象情報を測定結果と合わせて情報・連絡班に報告するよう原子力災害対応マニュアルに定めた。</p>
2	<p>現場指揮者の指示の遅れにより、現場対応に遅れが生じた。</p>	<p>米国（FMEA）のICSを参考にして、現場の除染班と放射線管理班を指揮する現場指揮者をそれぞれ確保して実効性のある体制を検討する。 これらについては要素訓練で効果を確認済。</p>
3	<p>測定が必要な項目を明確にしてモニタリング計画が策定できていなかった。また、COPに関する状況を説明するための情報共有が一部不足していた。</p>	<p>放射線等モニタリング計画シートの様式について、主にEALに関連する重要情報のみを記載するシートに変更した。 また、COPに関する補足情報に使用する構内図面集を作成し、原子力災害対応マニュアルに定めた。</p>
4	<p>FAXについて混乱なく正確に作成することに関して改善すべき部分が見られた。</p>	<p>作成者が混乱なく正確に作成できるよう、一つに集約可能な記載欄はまとめる等の改善を行い、FAX記載例の見直しを含めて原子力災害対応マニュアルに定めた。 これらについては要素訓練で効果を確認する。</p>